平成２５年（再イ）第６１号
神奈川県厚木市金田496番地５
再生債務者　須田ハルオ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第８号
熊本県人吉市願成寺町428番地
再生債務者　音丸　　忠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年５月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月20日　熊本地方裁判所人吉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５０１号
大阪府八尾市山本町南８丁目２番11号
再生債務者　清水　泰視
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第４号
岡山県備前市日生町寒河380番地65
再生債務者　磯野　修司
１　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月25日から平成26年７月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第２号
川崎市宮前区潮見台８番10―404号
再生債務者　高橋　康之
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月１日から平成26年７月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再ロ）第６号
京都市西京区山田南町14番地の４
再生債務者　山口　良博
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月１日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再ロ）第１号
島根県浜田市天満町14番地７
再生債務者　山本　竜児
１　決定年月日時　平成26年５月21日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月30日から平成26年７月７日まで
松江地方裁判所浜田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
静岡県富士市三ツ沢468番地の３
再生債務者　大川内郁男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年６月17日まで
平成26年５月20日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再ロ）第３号
大阪府羽曳野市西浦６丁目438番地の24
再生債務者　宮﨑　宮子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年６月17日まで
平成26年５月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００８８号
東京都足立区古千谷本町２―15―12
再生債務者　千葉　賢一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号
千葉県佐倉市染井野６丁目８番地17
再生債務者　石村　正樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再ロ）第４号
長野県安曇野市豊科3999番地18
再生債務者　上條　紀次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月19日　長野地方裁判所松本支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月二十五日
掲載頁　一四八頁（号外第六十三号）
平成二十六年五月二十九日
東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
（甲）株式会社ジュピターテレコム
代表取締役社長　牧　　俊夫
東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
（乙）株式会社テクノロジーネットワークス
代表取締役社長　西尾　　武

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
甲乙協議の上で変更する場合がございます。）であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年五月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十七日
掲載頁　一五七頁（号外第一三七号）
（乙）http://www.afreshcredit.co.jp/
平成二十六年五月二十九日
東京都千代田区麹町三丁目四番地
（甲）アイ・アール債権回収株式会社
代表取締役　芳澤　信一
東京都千代田区飯田橋二丁目一〇番一〇号
（乙）アレッシュクレジット株式会社
代表取締役　諸永　久則

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年五月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.s-graphi.co.jp
（乙）http://www.signs-in.com
平成二十六年五月二十九日
福井県鯖江市下河端町四一四
（甲）株式会社システムグラフィ
代表取締役　鈴木亜紀子
福井県越前市塚町第一〇号一一番地の一
（乙）株式会社松村広芸社
代表取締役　松村　　彰